令 和 ８ 年 １ ０ 月 ３ ０ 日

東京二十三区清掃一部事務組合

令和７年台風第２２号及び第２３号により発生した八丈町の災害廃棄物の受入処理期間の変更について

当組合では、特別区長会、東京都八丈町及び東京都が締結した「八丈町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」に基づき、災害廃棄物について、当組合の清掃工場で受入処理しているところですが、この度、東京都知事から特別区長会会長に対し、追加要請があったことから、処理期間を延長することといたしました。概要は下記のとおりです。

記

１　受入災害廃棄物

可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））

２　処理期間

（当　初）令和８年７月から令和８年１２月まで

（変更後）令和８年７月から令和１０年３月まで

３　処理見込量

４，０００トン

４　受入方法

災害廃棄物は、都所有のコンテナにより清掃工場へ搬入。

５　初回受入先

令和８年７月３１日 新江東清掃工場（東京都江東区夢の島三丁目１番１号）